

第37回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時 平成25年4月10日(水) 午後2時～3時45分

開催の場所 秋田市役所 正庁

委員の定数 20人

出席委員 18人

議 事 議案第1号 一般廃棄物処理施設の設置位置について

審 議 日 程

- 1 開 会
- 2 委員出席状況報告
- 3 あいさつ
- 4 公開・非公開の審議
- 5 議事録署名委員の選出
- 6 議 事
- 7 その他
- 8 閉 会

議事

会長職務代理者	これより審議に入る。 「議案第1号一般廃棄物処理施設の設置位置について」、幹事から説明をお願いします。
幹事 関係課所室	(議案第1号の内容を説明)
会長職務代理者	幹事から説明のあった議案第1号について、何か質問、意見等あるか。
委員	当該地の勝平山第3種風致地区は敷地面積に対して10%相当の緑化を行うこととなっているとのことで、資料3を見ると緑化率は10%以上となっているように見えるが、実際の緑化率はいくらか。 また、緑化について、樹木等となっているが、等とは何を指しているのか。 さらに、資料13に記載されている発酵不適物について、最終処理はどうするのか、事業所内で有効活用するのか教えてください。
関係課所室	1点目の緑化率については、全体で24%である。 2点目の樹木等については、既存の松林を有効利用し、そのほかに芝を張る計画となっている。 3点目の発酵不適物については、御所野の総合環境センターに排出し処理する予定となっている。
委員	既存の松林を利用するとのことだが、それを除いて10%緑化する必要があると記憶しているが、どうか。
関係課所室	緑化率24%は既存の松林を含んだ全体の割合であるが、松林を除いた場合も10%以上を緑化する計画となっている。
委員	第3種風致地区の高さ制限は15mとのことで、資料を見ると工場棟の高さは14.95mとクリアしているが、ガスホルダとメタン発酵槽の高さはどれくらいなのか。
関係課所室	ガスホルダの高さは5.44mとなっている。発酵槽の高さは手元に資料がないが、ガスホルダと同程度と想定されている。
委員	大気質について、発電装置は環境対応型とのことだが、具体的にどのようなものなのか。
関係課所室	環境対応型の説明については、手元に資料がないが、わかり次第報告したい。

委員	土地利用関係について、当該地は工業専用地域ということで周辺との一体的な土地利用が担保されると思うが、図面を見ると、周辺は臨港地区となっている。臨港地区は分区条例で港区が分けられていると思うが、何港区になっているのか。
関係課所室	当該地は臨港地区からは外れている。
委員	一体として調和のとれた土地利用となるのか知りたいので、隣接している臨港地区の港区を教えて欲しい。
幹事	工業港区となっている。
委員	工業港区ということは、工業専用地域と同じような建物用途となっているので問題ないという判断になるのか。
幹事	そのとおりである。
委員	排水について、5点ほど教えてください。 まず、汚水については建物内で処理されるのか。 次に、図面には外部への排水ルートが記載されていないが、フェンスの脇に側溝を設置し流すのか。 次に、公共下水道に接続するとのことだが、公共下水道は当該地までつながっているのか。 次に、水質検査の頻度について、公的機関における検査は年1回以上とのこと、事業者としてはそれ以上検査すると思うが、どのくらいの頻度で検査するのか。 最後に、処理水量はどれくらいか。
関係課所室	雨水排水については排水溝に集め、側溝で前面道路の道路側溝に流れる形となっている。 施設内で発生する汚水については、建物内ですべて浄化し、近くの県道に入っている公共下水道にもっていく計画となっている。
幹事	下水道の件で補足すると、流入先として当該地の北西に県の流域下水道の終末処理場がある。そこまでの管はこまち球場の前を通過して、一旦海側まで進み、処理場へ北上するというルートになっているので、こまち球場前のあたりで接続する計画となっている。
会長職務代理者	接続について、県の承諾は得ているのか。
幹事	現在、協議中である。
委員	直接、流域下水道に接続することが出来るのか。通常だと公共下

水道を経由して流域下水道に接続すると思うが、どうか。

幹事

ご指摘のとおり、いったん秋田市の公共下水道に接続してから、流域下水道に接続する。

関係課所室

検査の頻度については、最低年1回行う。具体的に何回行うのかは事業者から伺っていない。
排水量は1日あたり63.2立方メートルとなっている。

委員

検査頻度について基準はないのか。

関係課所室

水質検査についての基準はない。

委員

基準がないとのことだが、年1回は少ないと感じる。

委員

一番苦情が来るのは悪臭かと思うが、資料7ページに悪臭防止等と記載があり、このくだりに「適切な脱臭処理を行った後、大気中に放出する」と記載されているが、脱臭処理をした後も人間の嗅覚でにおいを感じるものなのか。目安となる基準はあるのか。

関係課所室

脱臭処理を行った後の臭気について、敷地境界での基準があり、そちらについては問題ない。

委員

具体的な基準値および予測値はいくらか。

関係課所室

基準値は10となっている。現況の調査では基準値を下回っており、当該施設は脱臭処理を行うことから、稼働後の数値についても基準値を下回るので具体的な予測はしていない。

会長職務代理者

事業者から出てきている数値はいくらなのか。

関係課所室

10以下との数値がでている。

関係課所室

アンモニア等の特定悪臭物質は22物質あり、そのすべての臭気指数が10以下となっている状況に鑑み、脱臭機械を通して排出される臭気に関しても大きく影響するものではないと予測されるため、特に問題はないと判断している。例えば、アンモニアは特定悪臭規制値が1となっており、その他の物質についても10を大きく下回っているため特段問題とならないと考えている。

委員

22物質すべてについて予測していると考えて良いか。

関係課所室

硫化水素、酢酸エチルなど、すべて予測している。

委員	今の説明について、数値が下回っているというのは、同種の機械から排出される気体がそのような数値になっているというデータなのか。
関係課所室	現況を調査した結果のデータに対して、今回この事業を実施したとしても排出される程度が極めて小さいと予測されるということで、その値が10を上回る状況にはないという予測である。
委員	現況とは何か。
関係課所室	本計画の敷地において、現在測定した結果である。
委員	処理施設がない段階で測定したデータということか。
関係課所室	その通りであり、それを基に予測している。本計画の事業から排出されるであろう臭気を予測して加えたとしても、極めて小さい値にしかない。
委員	それでは、予測の根拠としては、既存の同種施設の蓄積されたデータに基づいて排出量を予測しているということか。
関係課所室	同種の施設は全国に3例あり、その事例を踏まえて、今おっしゃられたとおりの方法で予測している。
委員	事業内容について、3点ほど教えていただきたい。 1点目は、生ゴミはどこから搬入されるのか。 2点目は東北電力に売電するとのことだが、すでに契約はしているのか。 3点目は発電能力はどれくらいか。
関係課所室	生ゴミの調達先は10社程度を想定している。 東北電力との契約については、まだ締結していないが、バイオマス発電事業に関しては、再生可能エネルギー特別措置法において、20年間は電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の買い取りが義務づけられている。 また、1日50トンの生ゴミを受け入れることによって、発電量は13420kW/hとなっている。
委員	売電するためには、送電線につながなくてはならないと思うが、そのような施設整備はどのようにしているのか。 また容量はいくらか。この事業の実現性が担保されているのか判断するために教えてください。
関係課所室	送電線等の施設については手元に資料がないので、わかり次第報

告したい。

委員

今の質問に関連して、6ページに記載のある事業内容説明書の概要欄に「本施設で発電した電気は、再生可能エネルギー特別措置法に基づき、電気事業者に全量買い取ってもらう計画です」とあるが、さきほどの説明では契約はまだ未締結とのことだが、東北電力と交渉はしているのか。

また、売電価格はどうなっているのか。

関係課所室

事業者の話では、東北電力と協議を進めており、売電価格については40.95円で協議しているとのことである。

委員

事業者は妥当な価格と考えているのか。

関係課所室

そこまでは確認していない。

関係課所室

売電買い取り価格については制度で決められており、バイオマス発電については40.95円と決まっているため、この価格が変わることはない。

委員

了解した。

さきほどの悪臭についての説明で、10を下回るので問題ないとのことだったが、仮に10を超えた場合はどのような処置をするのか。

関係課所室

仮に臭気が基準値を超えた場合については、事業の許可申請の際に自主基準を設けていただいているので、まずは指導することになる。

また、さきほどの説明を補足させていただくと、申請者より提出された脱臭計画書によると、セラミック触媒充填式洗浄脱臭塔を使用すると、例えば硫化水素については洗浄塔の入口での10に対して、出口では0.02、メチルメルカプタイについては0.2が0.02以下、硫化メチルについては0.15が0.01になるという予測結果がでているので、臭気については脱臭塔を通すことで軽減されると考えている。

委員

指導程度で済む場合は良いが、万が一悪臭が周辺に拡散し、人が倒れたとか、体内に影響があったとかの場合はどのような対応をとるのか。そこまでの想定はしているのか。

関係課所室

義務ではないのだが、事業の許可を与える段階で、公害防止協定を取り決めることも考えられる。その中で自主基準を設けていただいて、早い段階で行政指導を行うことができる体制を検討していきたい。

委員	本来、売電の際には蓄電機能と系統連携についての協議がすでになされているはずと思うが、蓄電池が整備される可能性はあるのか。また、整備されるとしたら、そのスパンはどのくらいか。
関係課所室	事業者には、当初から蓄電池を設置するとの考えはないようである。将来的な構想の中では蓄電池をつけたいという話は伺っている。
委員	系統連携について、配線設備、送電設備等はすべて東北電力側が持つことになるのか。
関係課所室	系統連携は事業者の責任で整備することになっており、工事は東北電力で行うことになるが、経費は事業者負担となる。
会長職務代理者	ほかに意見や質問はないか。 ないようなので議決に移りたいと思う。 議案第1号について、原案に対して異議なしとしてよろしいか。
委員	異議なし。
会長職務代理者	それでは、「議案第1号一般廃棄物処理施設の設置位置について」、原案に対し異議がないことを答申する。

これは、平成25年4月10日に開催された、第37回秋田市都市計画審議会の議事録である。